

除籍謄本と戸籍謄本の収集について

平成 27 年 7 月 税理士 永野智一

ここでは、相続人がいちばん苦勞される『**除籍謄本と戸籍謄本の収集**』について触れておきたいと思います。多くの相続人の方が、頭を悩ましながら、手間と多くの日数をかけて謄本を収集されておられるようです。しかも、相続の手続きは、謄本の収集が終わってからが正式のスタートになりますので、ある意味では、いちばん大切な手続きになり、しかも時間の制約もあります。

謄本の収集は、被相続人が生前に行っておれば、自分のことは自分がいちばん分かっているはずですから、それほどの苦勞はないのですが、これを本人以外の相続人が行うとなるとかなりたいへんな作業になります。

そこで、私がお勧めするのは、謄本の収集は専門家である司法書士か行政書士にお願いすることです。相続後の手続きには『不動産などの名義変更』も含まれることが多いので、個人的には司法書士の方が良いと思います。司法書士にお願いする場合の報酬は、戸籍の複雑さにもよりますがせいぜい 10 万円前後であり、確実な『相続人関係図』も作成してくれますので、ぜひともお勧めしたいと思います。

謄本の収集のほか、①**不動産の名義変更手続き**、②**銀行預金や証券口座の名義変更手続き**などの報酬は、財産の多寡や件数にもよりますが全部で 20 万～40 万円程度で引き受けてくれます。

このほか、**登録免許税などの負担**がありますので、全部でどのくらいかかるのかを事前に問い合わせしておけば、安心できると思います。なお、報酬の 20 万～40 万円というのは一見高いと思われそうですが、相続財産額と比較してみますと、3 億円の相続財産で報酬が 25 万円とすると 0.1% 未満であり、相対的にはそれほど多額というものでもありません。それは、下記をお読みいただきますとある程度お分かりいただけると思います。

この謄本収集が、どれほど気苦勞と日数がかかるか、以下に触れておきますので、参考にされてください。

(1) 戸籍謄本の収集が必要な理由

まず、相続の手続きのためには必ず戸籍謄本が必要です。その理由は、①**正しい相続人を確定するため**と、②**不動産や預貯金口座・証券口座の名義を相続人に変更するため**です。この手続きが終わらない限り、相続人は被相続人の財産に手を付けることは一切できません。従って、『**被相続人のすべての相続人を明らかにする戸籍謄本**』の収集が相続手続きのための第一歩になります。

なお、付言いたしますと、被相続人の相続人が誰であるかは、相続人であればわかりきっているはずですが、配偶者の知らないうちに認知された子供の存在や、再婚前に出生した被相続人の子供も相続人になりますので、第三者から見て正当な相続人を確定するために謄本が必要になります。しかも、相続財産を分配した後にこのような事実が出てくると家族同士で揉めることは勿論のこと、遺産分割など多くの手続きの変更が出てきますので、司法書士も税理士も相続人の確定には確実性を期することになります。複雑な戸籍になると枚数が 100 枚を超えることもあり、相続関係を解明するだけで一苦勞いたします。これほど、謄本の収集は大切な第一歩になり、収集を急ぐ理由にもなります。

(2) 戸籍とは、除籍とは

戸籍謄本とは、日本国民の身分を証明するもので、国民の出生・親子関係・養子関係・婚姻・離婚・死亡の事実などを証明してくれるものです。戸籍は個人の身分証明書に当たりますので、相続や名義変更の手続には必ず必要とされます。もちろん住民票や印鑑証明書だけで手続きが完了することもあります。相続に関連する取引はすべて身分関係が重視されますので、戸籍謄本が必要になります。戸籍は本籍地でその家族の筆頭者の家族単位で作成されていることとなります。

また、除籍謄本とは、家族単位の戸籍に記載されていた全員が、死亡や婚姻により誰もいなくなったために、役所の除籍簿に移された除籍の謄本をいいます。

(3) 戸籍の収集に手間のかかる理由

相続手続きに必須の戸籍謄本ですが、その収集はかなり面倒です。多くの方が以下のような理由で苦労されることになると思います。

- ① どこで戸籍を取ればよいのか
- ② 日本の戸籍は、明治5年に様式が統一され、その後5～6回程度の書式変更があり、古い戸籍は時の読みにくいものがあり、解読に時間がかかることが多い。
- ③ 戸籍の書式が変更されていることから、長寿の方ほど変遷が辿りにくい。
- ④ 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍を収集する必要がある。
- ⑤ 戸籍の転籍が多ければ、多くの役所に依頼することになり、全部の戸籍を集めるのに相当の時間と労力を要する。

以下、項目ごとに簡単に説明したいと思います。

① どこで戸籍を取ればよいのか

戸籍の取得は、本籍地の市町村役場で『戸籍証明書等請求書』により行います。本籍地が近くにない場合には、請求書等に一定の書類を添付して、本籍地の市町村役場に請求することで交付してもらいます。

ここで注意しなければならないことは、被相続人については出生から死亡するまでの全ての戸籍謄本、除籍謄本を揃える必要があるということです。

被相続人が、転居のたびに本籍地を移転している場合には転籍の事実を調査しなければならず、特に女性の場合で結婚や離婚を複数回繰り返しているような場合は本籍地が転々としていて、集めるのがたいへんです。基本的には死亡時の戸籍謄本から1つずつ遡っていけば全てを集めることはできますが、遡ることによって一つの本籍地で最低でも2週間程度はかかりますので、転籍回数が多い方は相続税の申告期限との関係でも切羽詰まってきます。

② 日本の戸籍は、明治5年に様式が統一され、その後5～6回程度の書式変更があり、古い戸籍は手書きのため達筆すぎて文字の読みにくいものがあり、解読に時間がかかります。

戸籍の形式の変遷は、まず、最初の明治5年の原形に始まり、その後、明治19年式戸籍、明治31年式戸籍、大正4年式戸籍、昭和23年式戸籍、平成6年式以降の機械化された現行戸籍があります。これらの変遷は、手書きからワープロ文字の縦書きに、その後、コンピューター化が進み多くの市町村では、横書きの様式が採用されています。

- ③ 戸籍の書式が変更されていることから、長寿の方ほど変遷が辿りにくい。
- ④ 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍を収集する必要がある。
- ⑤ 戸籍の変更が多ければ、多くの役所に依頼することになり、全部の戸籍を集めるのに相当の時間と労力を要する。

戸籍を取得する場合には、その戸籍が連続していることが必要です。従って、①のケースのように、本籍地が転々としている場合には、まず、いちばん新しい戸籍謄本を取り、これから前の戸籍を一つ一つ遡っていき、出生の戸籍までを取得する必要があります。これらの取得が一度にできればよいのですが、まず、戸籍の請求先がはっきりしないことが多いので、何回も同じような手続きを踏むことになります。

一般的には、多くの相続人の方がここで躓かれるようなので、ある程度相続を身近に感じておられる方は、お元気なうちに出生から最近までの謄本を入手されるようお勧め致します。

(4) 戸籍の収集ができるのは誰か

戸籍法では、次のとおり規定しております。

(10条1項) 戸籍を取得できるものは以下の者である。

1. 戸籍に記載されている者
2. その戸籍から除かれた者
3. 1、2の配偶者
4. 1、2の直系尊属もしくは直系卑属

そして、10条1項の者以外で戸籍を取得できる場合の具体的な例として、①相続登記を登記所に申請する際に添付する場合、②遺産分割の調停を申し立てるため裁判所に提出する場合などがあります。さらに、謄本の取得は10条の3で代理人でもできることになっています。これらの規定によって、司法書士などが戸籍謄本を収集することができます。

特に相続税の申告が必要な方は、手続きの確実性を期するためにも専門家の活用をお勧め致します。なお、税理士は、戸籍謄本取得の代理人になることはできません。